

告 示

埼玉県告示第百九十七号

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県貸金業者登録簿閲覧規程（昭和五十八年埼玉県告示第千四百九十一号）の
一部を次のように改正する。

「金融課」を「経営・金融支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。